

平成 17 年 4 月 1 日決定

## 福生市公園ボランティア制度実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、身近な公共空間である公園の美化及び清掃について、市民がボランティアで管理する公園ボランティア制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、環境美化等に対する市民意識の高揚を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする

### (対象者)

第 2 条 公園ボランティア制度の対象者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する小学生以上の個人又は市内の団体とする。

### (実施方法)

第 3 条 公園ボランティア制度は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 公園ボランティアになろうとする個人又は団体が自ら公園を定めて市長に申し出るもの
- (2) 市長が公園を定めて公園ボランティアを募集するもの

### (公園ボランティアの活動)

第 4 条 公園ボランティアが行う公園内の環境美化等活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 清掃及び空き缶、ペットボトルその他の散乱ごみの収集・集積
- (2) 樹木及び花壇の維持管理
- (3) 除草及び草刈
- (4) 施設の破損等についての情報提供
- (5) その他市と合意したもの

2 収集した空き缶、ペットボトルその他の散乱ごみは、所定の場所に集積するものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長の指示する方法により

集積するものとする。

(市の支援)

第5条 市長は、公園ボランティアの活動に対し、次に掲げる支援を予算の範囲内において行うものとする。

- (1) 清掃等に必要の道具類（ほうき、ちり取り、ごみ袋等）の支給又は貸与
- (2) 公園ボランティア名を記した看板等の設置
- (3) 保険への加入及びその費用の負担
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(合意の取り交わし)

第6条 公園ボランティアになろうとする個人又は団体は、公園ボランティア申出書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申出書の提出があった場合において、その内容を適当と認めたときは、その者と合意書（別記様式第2号）を取り交わすものとする。

3 前項の合意書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する合意の解消がない場合は、更に1年間継続するものとし、その以降も同様とする。

(合意の解消)

第7条 公園ボランティアは、合意の解消をしようとするときは、公園ボランティア辞退届（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解消することができる。

- (1) 前項の規定により辞退があったとき。
- (2) 公園ボランティアの活動が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 公園ボランティアが公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為

を行ったとき。

(4) その他市長が特に必要と認めたとき。

- 3 市長は、前項の規定により合意を解消しようとするときは、公園ボランティア合意解消通知書（別記様式第4号）により当該公園ボランティアに通知するものとする。

（活動報告）

第8条 公園ボランティアは、1年間の活動状況を公園ボランティア活動報告書（別記様式第5号）により、毎年度4月末日までに市長に報告しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。